

厚 生 委 員 会

令和 5 年 1 2 月 8 日 (金)

厚生委員会

日 時 令和5年12月8日(金) 午前10時00分開会—午後 0時35分閉会

場 所 役場3階 第二委員会室

出席委員 坂原委員長、奥野副委員長、松尾、早川、中原、道工、谷地、瀧見

欠席委員 なし

傍聴議員 大里、谷崎、出口、竹原

出席理事者 田代町長、中口副町長、上田副町長

古橋教育長、松井しあわせ創造部長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長・会計管理者、相馬財政改革部長

栞山総務部理事兼財政改革部理事

辻里しあわせ創造部総括理事、松本しあわせ創造部理事(保険年金担当)

南しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長

川井しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長兼保健センター所長

竹田住民課長、竹原生活環境課長、堀口保険年金課長

橋野高齢福祉課長、堤子育て支援課長、吉田淡輪保育所長

種畑税務課長、廣田まちづくり戦略室理事兼人事担当課長

事務局 増田議会事務局長

案 件

(1) 付託案件について

(2) その他

(午前10時00分 開会)

坂原委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生委員会を開会します。

本日の出席委員は8名全員出席です。

理事者についても全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより厚生委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定をお願いいたします。

初めにお諮りします。

ただいま連絡を受けました傍聴許可申出に対して、許可したいと思います、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 ありがとうございます。傍聴を許可します。

しばらくお待ちください。

12月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案5件の審査を行います。

それでは、これより審査に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

議案第55号「令和5年度岬町一般会計補正予算（第7次）」についてのうち、本委員会に付託された案件を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

堤課長。

堤子育て支援課長 「令和5年度 岬町一般会計補正予算（第7次）」のうち、厚生委員会に付託された歳入歳出予算についてご説明いたします。

委員会資料1ページ、歳入をご覧ください。

16国庫支出金、1国庫負担金、児童福祉費負担金といたしまして712万3,000円の増額補正を行うものです。

詳細につきましては、歳出でご説明させていただきますが、障害児入所給付費等国庫負担金として、障害児通所支援費に充当するものです。なお、補助率は2分の1です。

竹田住民課長 2国庫補助金、戸籍住民基本台帳費補助金といたしまして1,258万4,000円を増額補正するものです。

内容といたしましては、歳出でご説明させていただきますが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として、住民基本台帳ネットワーク事業費及び戸籍電算化事業費に充当するものです。

堤子育て支援課長 17府支出金、1府負担金、児童福祉費負担金といたしまして356万1,000円を増額補正を行うものです。

詳細につきましては、歳出でご説明させていただきますが、障害児入所給付費等負担金として障害児通所支援費に充当するものです。なお、補助率は4分の1です。

続きまして、2府補助金、社会福祉費補助金といたしまして181万4,000円を増額補正を行うものです。

詳細につきましては、歳出でご説明させていただきますが、ひとり親家庭医療助成事業費補助金として、ひとり親医療助成費に充当するものです。なお、補助率は2分の1です。

堀口保険年金課長 続きまして、資料の2ページをご覧ください。

22諸収入、3雑入、雑入といたしまして354万円の増額補正でございます。

内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合負担金医療費定率分について、令和4年度の後期高齢者医療の医療費が確定したことにより、精算分の返還を受けるものとして、354万円を増額計上いたしております。

以上、当委員会付託分としまして、歳入計2,862万2,000円を増額補正するものです。

坂原委員長 続いて、歳出をお願いします。

竹田課長。

竹田住民課長 続きまして、歳出について、ご説明させていただきます。

資料の3ページをご覧ください。

2総務費、3戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳ネットワーク事業費としまし

て706万2,000円を増額補正するものです。

内容といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布されたことにより、公布の日から2年以内に、住民票の写し等の記載事項として氏名の振り仮名を追加するものとされました。住民票の写し等に振り仮名を記載する機能などを住民基本台帳システムに追加するためのシステム改修が必要となるため、補正予算を計上するものです。補助率は10分の10です。

続きまして、戸籍電算化事業費としまして552万2,000円を増額補正するものです。

先ほど、説明いたしました法律の公布により、戸籍及び戸籍の附票においても、住民票等と同じく振り仮名を記載する機能などを戸籍システムに追加するためのシステム改修が必要となるため、補正予算を計上するものです。補助率は10分の10です。

堀口保険年金課長 続きまして、3民生費、1社会福祉費、国民健康保険特別会計繰出金費、職員給与費等といたしまして1,361万7,000円の減額補正でございます。

内容といたしましては、職員の人事異動等に伴い、国民健康保険特別会計で支弁する人件費を調整するものでございます。

橋野高齢福祉課長 続きまして、2老人福祉費、介護保険特別会計繰出金費といたしまして286万4,000円を増額補正でございます。

内容といたしましては、職員の人事異動等に伴う人件費の調整に係る町負担分、及び今後、予定されている令和6年度の介護保険制度改正に対応するための事務処理システムに係る経費のうち、国の補助金を差し引いた町負担分を介護保険特別会計へ繰出しするものでございます。

内訳といたしまして、職員給与費等118万円の減額、事務費375万7,000円を増額、地域支援包括任意事業10万円の減額、地域支援介護予防総合事業費38万7,000円を増額です。

堀口保険年金課長 続きまして、4ページをご覧ください。

後期高齢者医療広域連合事業費といたしまして53万2,000円の減額補正でございます。

内容といたしましては、職員の人事異動等に伴い、後期高齢者医療特別会計で支弁する人件費を調整するものでございます。

堤子育て支援課長 続きまして、ひとり親医療助成費といたしまして362万9,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、受診件数の増加に伴うひとり親医療助成費の増額です。財源といたしましては、ひとり親家庭医療費助成事業費補助金181万4,000円を充当します。

続きまして、2児童福祉費、障害児通所支援費といたしまして1,424万7,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、受給者数の増加に伴い、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用料の増加に伴う障害児通所支援給付費の増額です。

財源といたしましては、障害児入所給付費等負担金、国712万3,000円、府356万1,000円を充当いたします。

以上、当委員会付託分歳出計といたしまして、1,917万5,000円の増額補正を行うものです。

説明は以上です。

坂原委員長 説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

瀧見委員。

瀧見委員 3ページの住民基本台帳ネットワーク事業費及び戸籍電算化事業費について、もう少し詳しく教えていただきたいのと、結構な改修だと思うんです。金額的にも大きいのですが、作業的にも非常に大きな作業になってくると思うんです。住民の皆さん等にご迷惑がかかるようなことが生じるのでしょうか、教えてください。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 瀧見委員のご質問にお答えします。

システム改修の内容につきましては、主な改修内容は、住民基本台帳ネットワーク事業費におきましては、住基システムにまず振り仮名の欄を新たに設けます。そして、住民票の関係の各種証明書約10種類に振り仮名を表示できるようにします。

また、令和6年2月から導入予定のコンビニ交付サーバーを役場の電算室に設置するのですが、コンビニ交付サーバーに情報として振り仮名を追加します。

また、戸籍システムから送信された振り仮名を住基システムに取り込む機能を追加します。そういった内容になっております。

戸籍電算化事業費の戸籍システムの改修につきましては、戸籍システムと戸籍の附票システム、この2つに区別されるんですが、戸籍システムにつきましては、戸籍の証明書に振り仮名を記載する機能の追加、戸籍システムに振り仮名データを保存する機能の追加、戸籍副本システムへ送信するデータに振り仮名を追加する、戸籍の届出に基づき入力するデータに振り仮名を追加します。

附票システムにつきましても、附票の証明書に振り仮名を記載する機能を追加し、戸籍に記載した振り仮名を住基ネットを通じて住基システムへデータで送信する機能を追加することになります。

また、2つ目のご質問の住民の方にご迷惑がかからないのかという点なんですが、振り仮名につきましては、役場のほうから住民の方に通知を送付しまして、振り仮名を届出していただく予定となっております。

詳しい手続については、今後、法務省のほうから示されるんですけれども、皆様に届出をしていただくという手続が必要になってきます。

坂原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 ありがとうございます。

振り仮名を明記されるということなのですから、例えば、何月何日付で一斉にそういう形に変わりますとか、そういうようなものは決まっておられますか。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 振り仮名につきましては、法律が公布された令和5年6月9日から2年以内に施行されます。施行日以降に住民の方に本籍地から通知をしまして、施行日から1年間は振り仮名の届出期間となります。

住民の方からの届出に基づきまして、戸籍等に振り仮名を記載し、記載済みの戸籍等から順次、振り仮名が記載された証明書を交付する予定です。

坂原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 結構、大きな改修になると思いますので、よろしく申し上げます。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 私もこの件でお伺いしたいのですが、若干、瀧見委員と見方が違うかもしれないですけれども、私は、この件でもう従来からずっと言っていることがあります。

ます。

それは、費用が大きくなっていく、今なりつつあるということの懸念をしているわけですね。今、聞いていると、振り仮名を追加する、項目に振り仮名を追加するというだけで、もちろんエンジニアであるので大体、分かるんですよ。それにひもづくところも修正していかないといけない。だから費用が高くなるというのは分かるんです。

ただ、その項目を追加するだけで、これ、国庫支出金であるのだけれども、700万円とか、500万円とか金額がかかっているということですよ。もちろん東京都とかと我々、岬町とかとのその価格の差というのがもちろんある中で、この700万円とか500万円とか、国の制度が変わったりとかしたら、地方自治体も変えていかざるを得ないのは分かるのですけれども、この費用はやはり大きいといつも感じるんですよ。

もう少し具体的に、これだったら納得する金額だなというのは分かるのですけれども、今、言いなりというか、前回もその前々回も多分、聞いたと思いますが、事業者のその選定であつたりとかというのが多分、ほぼ1社とか2社とかしなくて、その値段になってしまっているのかなという現状も分かたりはするのですが、これ、何とかならないのかというのを毎回、思うんですよ。

振り仮名追加だけで700万円、500万円と。もちろんこれは国が10分の10を出していただけるのですが。

坂原委員長 途中、すみませんが、松尾委員、質問の趣旨を明確にお願いします。

松尾委員 はい。もう少し何とかならないのかということと、あとその事業者選定もどういう形でされるのかというのはお聞きしたいと思います。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 松尾委員の質問にお答えいたします。費用について高額というご指摘ですが、国と各業者で先に打合せをしておりますので、国のほうから自治体の規模に応じて想定事業費が示されておりますので、想定事業費の中で収まっておりますので、一定適切な費用なのかなと考えております。

もう一度、2つ目の質問をお願いします。

松尾委員 事業者の選定方法です。

竹田住民課長 失礼いたしました。

事業者につきましては、住基システムについては現在、日立システムズのシステムを利用しております、戸籍システムについては富士ファイルのシステムを利用しております。

このシステムを改修する形になりますので、現行の業者で改修せざるを得ない、ほかの業者にするとより高額な費用がかかるというところでご理解いただければと考えております。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 これは致し方ないのは私も分かっています。

ただ、その懸念があるということだけのご理解いただきたいと思います。この件は結構です。

続きまして、4ページのひとり親医療費のことと、あと障害児通所支援給付費のことでお伺いしたいと思います。

それぞれサービスを利用される方が想定より増えたので追加されてきたかと思うのですが、それぞれ想定される方々の人数というのが分かれば教えてください。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 松尾委員のご質問にお答えいたします。

まず、ひとり親医療のほうなんです、こちらのほうは対象者人数に変動はないんですが、受診件数のほうが令和4年度の上半期と令和5年度の上半期を比べますと1.25倍ということで、今回、補正のほうを上げさせていただいております。

障害通所費支援費のほうなんです、こちらは例年、受給者数が増加しております、今現在12月の一番直近で54名となっております。令和2年度の4月が28名ですので、約2倍になってきております。

坂原委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷地委員。

谷地委員 私からもひとり親医療費助成の受診件数が増えている件について、もう少し詳しくお伺いしたいのですけれども、もし把握されていれば教えていただきたいです。

当初想定していたよりも1.25倍増えていると、だけど対象者数は増えていないということですが、これはやはり、夏頃とか例年、はやらなかったイン

フルエンザとかそういったものが増えたというところが要因なのか、その辺、多分、要因について何かしら把握されていれば教えていただきたいです。

坂原委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 要因につきましてははっきりとは分かりませんが、今回、算出させていただいたのは4月から10月分の実績で令和4年度と令和5年度の分を比べさせていただいておりますので、インフルエンザがはやったよりは前の実績になると思います。

坂原委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料の3ページの住民基本台帳ネットワーク事業費と戸籍電算化事業費について、私からもお尋ねいたします。

これは要するに、戸籍と戸籍の附票に振り仮名を打つということなのだと聞いていて、分かりました。

それで、根本的なことからお尋ねするのですが、戸籍は確かに振り仮名が振ってありませんが、どうしてそもそも振り仮名を振りましょうということになったのかということ、それから、それは住民の皆さんに通知を送付して、振り仮名を届出いただくということですか。その入力作業というかそういうものが必要となってくるのかと思うのですが、それは誰がするのか。実際の実務面のことを2つ目にお聞きしたいと思います。

それから3点目に、施行日から1年間の間に届出期間を設けているという説明がありました。この1年間の間にお返事がない場合はどうするのか、お伺いいたします。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 中原委員のご質問にお答えします。

まず、なぜ振り仮名を記載することになったのかというご質問ですが、氏名の読み仮名をマイナンバーカード等の公的な身分証に記載することで正確に氏名を呼称することが可能となることや、現在、行政機関が保有する氏名の多くは漢字であり、データベース化の作業が複雑となっていることから、デジタル化の推進に当たり、氏名の振り仮名を戸籍等に記載し公証するものです。

2点目の入力作業は誰がするのかといったところなんですが、法務省のほうか

らは、委託なども可能とするという回答はもらってるんですけども、具体的に委託に当たって補助金があるのかとか、そういったところがまだ決まっておられませんので、また法務省のほうから示されてから進めていきたいと考えております。

次に、届出期間である1年間の間にお返事がない場合どうなるのかということですが、施行日後1年を経過した後に届出がない方につきましては、住民票から収集した振り仮名を戸籍に職権で記載する予定となっております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 3つ目にお答えいただいた「住民票から」というのがよく分からないのですけれど、もう少し詳しく、具体的に教えてもらえますか。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 今、法務省で想定している手順なんですけれども、今、住民基本台帳システムには便宜上、振り仮名が登録されています。その住民基本台帳システムに便宜上、登録している振り仮名を戸籍のほうに持ってきて、それを一旦、仮登録します。仮登録した振り仮名を住民の皆様の方に通知をさせていただいて、「届出をしてください」というふうにお願いします。1年間の届出期間内に、お届けのない場合は、その仮登録してある住基システムから持ってきた振り仮名を戸籍に職権記載するという流れで、法務省は現在、想定しております

坂原委員長 中原委員。

中原委員 そうなると、返事がなければ、本当の読み方は分からないのだけれど、今、仮で、既に勝手に仮で振り仮名、打たれているのですね。それをそもそも知らなかったのだけれど、そういう意味でしょうか、違いますか。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 中原委員のご質問にお答えします。

現在、住民基本台帳に便宜上、登録している振り仮名は出生届とか転入届があったときに、住民の皆様から届出書に記載していただいた振り仮名を原則的に入力しているんですけども、現在の住民基本台帳は約30年前にシステム化されて、その当時は従前の紙の住民基本台帳に振り仮名がなかったために、仮で便宜上、職員が登録したものもあります。

それ以降、転入・転出・転居などの異動があれば、お客様から頂いた情報の振り仮名に順次、変更してるんですけど、30年間ずっと異動がない方については、

ひょっとしたら30年前に職員が便宜上、入力した振り仮名になっている方も一部おられると考えております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 ということは、本人からもしもお返事がない場合に、戸籍という非常にプライベートな個人情報が間違っただけになるという可能性があるわけなのですね。ゼロではないわけですね。そんなことをしていいのかと、私は率直に思います。

それで、もし1年間以内に届出がなかった。それで便宜上、違う読み方を振り仮名として登録してしまった。それが後で分かったという場合は、後で変更ができるようになっているのですか。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 職権で記載しました振り仮名についての具体的な変更手続については、まだ法務省から示されていないのですが、職権で記載した部分については変更届ができるのではないかと想定しております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 当然できるべきだと思いますし、できないというような指示の出され方をしてきたら、それはきちんと変更できるようにしてくださいと言わないといけないと、もちろん、そうされると思うのですけれど。

ただ、もうこれは、していかないといけないという話なのに、今はまだ分からないことがいっぱいあるんやね。大変ですね、ほんまにね。地方を何だと思っているんだと思いますけれど、決めることだけ勝手に決めて。お金を出すから、さあやってくださいってね。大変ですよ、この実務。と思いました。

それはそれで、制度の結果についても、よく分かりました。ありがとうございます。

それから、同じページの国民健康保険の特別会計の繰出金のことを少しお尋ねします。

これはまた後で出てくる議案との関係もありますが、少しここでお聞きしておきたいと思います。

人事異動の関係で、1,361万7,000円の減額と。これは議案の中では人数でいうと4人分だというふうに書かれていたと思います。人事異動ということなので、年度当初というか、昨年度の時点でこういう人事配置になるかなとい

う感じで、それぞれの部局に幾らぐらい人件費がかかるかというのを計算されて、その後、実際に今年度に入ってから人事異動があつてということはどうこの部・課でもあるのですけれども。

この国保が、4人分でこの金額かと思って、私は個人的には大きいと思ったのです。

今回、ほかの部署でも人事異動に関わり変更がたくさん出てきているわけなんです。その中でも、国保は人数に対してすごい減額が大きいです。ということは、私が心配するのは、例えば、年配の人、管理職とかそこに近い人たちはお給料が高いですね。減額が大きいということは、そういう人が、蓋を開けたら少なくなっているのかと思ひまして。

そうなると、国保の中での実務、大丈夫なのかと思ったりするわけなのだけけど、この人事異動に関わって、説明を廣田理事からしていただくことになりませんか。お聞きしておきたいと思ひます。

坂原委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 中原委員のご質問にお答えします。

この件に関しては、特会のほうでご質問が出たらお答えしようかなと思つてたんですけども、特会の中身の歳出の件についても説明させていただきます。

今回の人事異動の人数なんですけども、実際ここでは、当初では6名、今回は4名ということで、人事異動等支弁する特会から一般会計に変えたということで、その2つの要因があります。

実際、人数に関しましては、特会のほうで支弁する職員の人数につきましては1名、人事異動で1名減っているような状況です。あと、もう1名に関しては、支弁のするところを一般会計に変えたという形です

保険年金課の全体的な配置に関しましては、令和4年4月1日現在は、松本理事、堀口課長以下8名の人員です。令和5年4月1日時点では7名、松本理事以下7名の人員ということで、人事異動で1名減ってるような形にはなるんですけども、その分に関しましては、コロナの関係でワクチン接種の業務にプロジェクトチームの一員として1名、もともと参加されてたので、その1名の部分が実際、異動になって、保険年金課の所属から変わったということで、実質的には今の保険年金課の7名、昨年度と人数的には変更はございません。

ですので、住民サービスの低下とかそういうことはございません。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 事情が分かりました。住民サービスの維持向上はもちろんなのですが、役場の職員の皆さんの働き方についても懸念したところでもありますので、実質は変わっていないということが確認できてそれはよかったと理解したいと思います。

介護保険についても少しお尋ねしたいですけども、介護も後でありますね。軽く聞いておきましょうか、軽く答えてもらおうか。

介護保険制度の改定、来年度からの改定への対応ということが説明の中であったと思いますけれども、どういった改定のことを指しておられるのか、お聞きしておきたいと思います。

坂原委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 中原委員の質問にお答えさせていただきます。

今般の補正予算で計上している部分の制度改正での中身についてのご質問でございますけれども、2つ大きくございまして、1点は、介護報酬改定に伴うシステム改修になっております。2点目は、第1号被保険者の保険料負担に関する制度改正についてのシステム改定を予定しております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。詳しくは最後のところでまた聞きます。ありがとうございます。

坂原委員長 ほかの委員の方、ございませんか。

奥野副委員長。

奥野副委員長 私も3ページのシステム改修について、1点だけお聞きします。

皆さんからいろいろと質問されたのですけれども、1年間の届出期間があり、それから順次、改修されていくと思うのですが、実際、その交付される日はいつになるのか、確定されたときからもう出していくのか、その辺を教えてください。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 奥野副委員長のご質問にお答えします。

実際、振り仮名が入った証明書をいつから発行するのかというご質問ですが、1年間の届出期間の間に届出いただきまして、届出順に戸籍等に記載をしていきますので、記載済みの戸籍から順次、振り仮名が記載された証明書を交付する予定となっております。

坂原委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員、賛成ですか、反対ですか。反対どうぞ。

中原委員 反対討論として、討論に参加したいと思います。そんな目くじら立てるようなことはないかという気もしないでもないのですけれども、先ほど、いろいろ詳しく聞かせていただいた住民基本台帳ネットワーク事業費と戸籍電算化事業費に問題があると思いますので、ほかに必要性や妥当性がある予算も含まれておりますけれども、賛成はできないと思っています。

先ほど、お聞きしたとおり戸籍と戸籍の附票に振り仮名を打つという事業をするということで、それ自体に反対というわけではないのですけれども、届出がなかった場合、職権で、本人が「自分の名前の振り仮名は〇〇です」というふうに聞かずして、名前の振り仮名という非常に大切な事柄を勝手に決められてしまうという仕組みを持ち込むというのは、これは私は認めるわけにいかないと思いますので、賛成はしかねるという考え方であります。

坂原委員長 ほかに討論ございませんか。

賛成、反対ですか。賛成、どうぞ。

瀧見委員 岬町一般会計補正予算（第7次）に関しまして賛成討論をさせていただきます。

先ほどから話題になっております住民基本台帳ネットワーク事業費及び戸籍電算化事業費の振り仮名について、国からの法務省からのじきじきの案件であり、本岬町としてもやはり確実に進めていくことが重大であるという認識の下、非常に考えられた補正予算であるという考えであります。

よって第7次補正予算に関して、賛成とさせていただきます。

坂原委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第55号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

坂原委員長 挙手多数であります。

よって議案第55号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第56号「令和5年岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）」についてを議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。

堀口課長。

堀口保険年金課長 令和5年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）につきましてご説明いたします。

資料の5ページをご覧ください。

本補正予算につきましては、国民健康保険特別会計で支弁する職員給与等の調整に係る経費について、編成いたしております。

歳入につきまして、ご説明いたします。

7繰入金、1他会計繰入金、職員給与費等繰入金としまして1,361万7,000円の減額補正でございます。

内容としましては、職員の人事異動等により国民健康保険特別会計で支弁する人件費の調整に伴い計上いたしております。

続きまして、歳出につきまして、ご説明いたします。

1総務費、1総務管理費、一般管理費人件費としまして1,361万7,000円の減額補正でございます。

内容といたしましては、職員の人事異動等に伴い、国民健康保険特別会計で支弁する職員給与等の調整にかかる経費としまして、給料として658万7,000円、職員手当等として444万9,000円、共済費として258万1,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

以上、当委員会付託分としまして、歳入歳出とも1,361万7,000円の減額補正でございます。

坂原委員長 ただいまの説明に対し質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第56号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、議案第56号は、本委員会において可決されました。

議案第57号「令和5年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)」についてを議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

堀口課長。

堀口保険年金課長 「令和5年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)」につきまして、ご説明いたします。

資料の6ページをご覧ください。

本補正予算につきましては、後期高齢者医療特別会計で支弁する職員給与等の調整に係る経費について編成いたしております。

まず歳入につきまして、ご説明いたします。

4繰入金、1一般会計繰入金、事務費繰入金としまして、53万2,000円の減額補正でございます。

内容としましては、職員の人事異動等により後期高齢者医療特別会計で支弁する人件費の調整に伴い計上いたしております。

続きまして、6諸収入、2受託事業収入、高齢者保健事業受託収入としまして、162万4,000円の減額補正でございます。

内容としましては、繰入金と同様、職員の人事異動等により後期高齢者医療特別会計で支弁する人件費の調整に伴い、受託事業収入についても変更が生じたこ

とにより計上いたしております。

続きまして、歳出につきまして、ご説明いたします。

4保健事業費、1保健事業費、後期高齢者保健事業費といたしまして、215万6,000円の減額補正でございます。

内容といたしましては、職員の人事異動等に伴い後期高齢者医療特別会計で支弁する職員給与等の調整に係る経費として、給料として100万9,000円、職員手当等として70万9,000円、共済費として43万8,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

以上、当委員会付託分として歳入歳出とも215万6,000円の減額補正でございます。

坂原委員長 ただいまの質問に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第57号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、議案第57号は、本委員会において可決されました。

議案第58号「令和5年度岬町介護保険特別会計補正予算(第2次)」についてを議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

橋野課長。

橋野高齢福祉課長 委員会資料の7ページをご覧ください。

令和5年度岬町介護保険特別会計補正予算（第2次）について、ご説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、職員の人事異動等に伴う人件費の調整及び今後、予定されております令和6年度の介護保険制度改正に対応するための事務処理システム改修による経費について計上するものでございます。

歳入について、ご説明いたします。

1 保険料、1 介護保険料、現年度分特別徴収保険料としまして53万5,000円の増額、現年度分普通徴収保険料としまして5万9,000円の増額補正です。

次に、4 国庫支出金、2 国庫補助金、2 地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業現年度分としまして、77万6,000円の増額補正です。

次に、3 地域支援事業交付金、包括的支援事業任意事業現年度分としまして、20万1,000円の減額補正です。

次に、6 介護保険事業費補助金、介護保険事業費補助金としまして、375万6,000円の増額補正です。

内容といたしましては、令和6年度の介護保険制度改正に対応するための事務処理システム改修に要する費用の一部を、介護保険システム改修事業費補助金として国から交付を受けるためのものでございます。

なお、これにつきましては、歳出の介護保険OA経費に充当いたします。

8ページをご覧ください。

次に、5 支払基金交付金、1 支払基金交付金、現年度分としまして83万8,000円の増額補正です。

次に、6 府支出金、2 府補助金、1 地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業現年度分としまして、38万7,000円の増額補正です。

次に、2 地域支援事業交付金、包括的支援事業任意事業現年度分としまして、10万円の減額補正です。

9ページをご覧ください。

次に、10 繰入金、1 一般会計繰入金、2 地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業現年度分としまして、38万7,000円の増額補正です。

次に、3 地域支援事業繰入金、包括的支援事業任意事業現年度分としまして、

10万円の減額補正です。

次に、4 その他一般会計繰入金、職員給与費等繰入金としまして、118万円の減額補正です。

次に、事務費繰入金としまして、375万7,000円の増額補正です。

内容といたしましては、令和6年度の介護保険制度改正に対応するための事務処理システム改修に係る経費のうち、国の補助金を差し引いた町負担分を一般会計から繰り入れるものでございます。

なお、こちらにつきましても、歳出の介護保険OA経費に充当いたします。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

委員会資料の10ページをご覧ください。

1 総務費、1 総務管理費、介護保険OA経費としまして、751万3,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、令和6年度の介護保険制度改正に対応するための事務処理システム改修に係る委託料でございます。

なお、こちらにつきましても介護システム改修事業費補助金を充当いたします。

次に、一般管理費人件費といたしましては、職員の人事異動等に伴う人件費の調整のため、140万3,000円の減額補正でございます。

内訳といたしましては、給料64万1,000円の減額、職員手当等51万3,000円の減額、共済費24万9,000円の減額でございます。

次に、一般管理費人件費、再任用職員といたしましては、職員の人事異動に伴う人件費の調整のため1万3,000円の増加補正です。

内訳といたしましては、職員手当等1万1,000円の増額、共済費2,000円の増額でございます。

次に、3 介護認定審査会費、認定調査費人件費、一般職任期付職員といたしまして、21万円の増額補正でございます。

内訳といたしましては、職員手当等20万5,000円の増額、共済費5,000円の増額でございます。

次に、4 地域支援事業費、2 一般介護予防事業費、介護予防普及啓発事業費、人件費といたしまして、職員の人事異動等に伴う人件費の調整のため4万8,000円の増額補正です。

内訳といたしましては、職員手当等4,000円の増額、共済費4万4,000円の増額でございます。

次に、地域介護予防活動支援事業費といたしまして、職員の人事異動に伴う人件費の調整のため303万6,000円の増額補正です。

内訳といたしましては、報酬242万7,000円の増額、職員手当等15万8,000円の増額、共済費42万7,000円の増額、旅費2万4,000円の増額でございます。

次に、地域介護予防活動支援事業人件費、一般職任期付職員といたしまして、職員の人事異動等に伴う人件費の調整のため、1万8,000円の増額補正です。

内訳といたしましては、職員手当等1万6,000円、共済費2,000円の増額でございます。

11ページをご覧ください。

次に、3包括的支援事業任意事業、地域ケア会議推進事業費、人件費といたしまして、職員の人事異動等に伴う人件費の調整のため、57万8,000円の減額補正です。

内訳といたしましては、給料30万6,000円の減額、職員手当等20万6,000円の減額、共済費6万6,000円の減額でございます。

次に、5認知症総合支援事業費、認知症総合支援事業人件費といたしまして、職員の人事異動等に伴う人件費の調整のため、5万7,000円の増額補正です。

内訳といたしましては、共済費の増額でございます。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳入歳出それぞれ891万4,000円の増額補正でございます。

坂原委員長 ただいまの説明に対し、質疑ございませんか。

瀧見委員。

瀧見委員 10ページ、介護保険OA経費に関して、もう少し詳しく教えてください。

補正予算額891万4,000円のうち、大方9割ぐらいの比率を占める751万3,000円ということで、できるだけ詳しく教えてください。

坂原委員長 答弁、お願いします。

橋野課長。

橋野高齢福祉課長 瀧見委員のご質問にお答えいたします。

今回の補正予算751万3,000円の内訳についてでございますけれども、介護保険の制度改正に伴うシステム改修に係る費用でございます。今年度中に行う必要がありますシステム改修になってございます。

改修内容につきましては、先ほど、一部申し上げましたとおり介護報酬改定が見込まれておりますので、その部分につきましては改修と、あとは第1号被保険者の保険料負担の乗率の見直しがございますので、その2点に係る改修を今年度中に行うために実施する内容になってございます。

坂原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 ありがとうございます。

坂原委員長 ほかに、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 瀧見委員からご質問のあった事柄について、もう少し詳しく教えていただきたいと思えます。

2つの要因があるということで、一つは介護報酬の改定が見込まれている。その中身をもう少し詳しく教えていただきたいということが一つです。

それから、もう一つの要因として保険料の改定が行われるということで、保険料の改定を3年間に一度、保険料の見直しが行われていますけれども、そのちょうど改定の時期に当たりますので、そのためだと、料率の変更が行われるということで、備えておられるということだと思えます。

今、確定的なことは言えないと思うのですが、介護保険の運営協議会等を開いて必要なサービス料であるとか、そういうことを積み上げながら保険料というのが定まっていくという時期だと思えますけれども、見通しとしては明るいのか暗いのか。横ばいなのか、何かそういう見通しがもしあれば。

要は保険料が上がるのか、下がるのか、維持されるのか、そういう見通しがもし今の時点で分かっておられることあれば、お聞きしたいと思います。

この2点をお願いします。

坂原委員長 橋野高齢福祉課長。

橋野高齢福祉課長 中原委員の御質問にお答えします。

まず、1点目の報酬改定の内容についてでございます。当初、複合型サービスというサービスの新設が予定されてたとは聞いておるんですけども、直近の大

阪府経由の情報によりますと、その複合化サービスも導入されるかどうかはちょっと分からないというふうに説明を聞いておりますので、そのサービスが新たに導入されるかどうかは今の段階では言明はできません。

あとは全サービスに係る報酬改定の見直しがあると承知しておりまして、諸所の社会情勢を踏まえると、報酬改定については恐らく上がるだろうというようなことで承知しておる段階でございます。

2点目の介護保険料の第1号被保険者の保険料負担に係るシステム改修の内容について、及び保険料の今後の見通しについて、御答弁したいと思います。

まず、国の方で予定しております第1号保険料の見直しの概要についてなんですけれども、国のほうでは、いわゆる低所得者層の保険料の乗率を下げようという方向で制度設計をしているとともに、高所得者の方の乗率については上げるということで、今の段階では議論されていると承知しております。その内容についてシステム改修を行うものになります。

今後の保険料の見通しにつきましては、大変、申し訳ございませんけれども、現段階ではお答えするのが困難ですので、答弁は差し控えさせていただきたいと存じます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 1点目にお答えいただいた複合型サービスというのは、来年度から実施されるかどうかは分からない状況にあるということでありましたけれども、複合型サービスとは何ですか。

坂原委員長 橋野高齢福祉課長。

橋野高齢福祉課長 私が現時点で承知しておりますのは、いわゆる訪問介護、ヘルパーの事業をやっているその事業と、あとは通いの通所介護を一体的にするというような内容だと承知しておりますけれども、詳しい内容については、現在のところ、それ以上のことについては承知しておりません。

また、そのサービスが新設されるかどうかにつきましても、現時点では未定だというふうには承知しておるところでございます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 介護の分野も担い手不足ですから大変ですよ。

報酬の改定、引上げが見込まれていると。これは必要なことだと私は思います

ので、その反映がされるということはいいと思っておりますが、保険料については、現時点では定かなことが言えないというのは理解できます。

ただ、国の示し方は、何というか、示すとおりにしないと仕方がないというのが地方の立場だとは思いますが、国が言う低所得者とか高所得者というのは当てになりませんね。

担当課であれば多分、分かると思うのだけれどね。とても高所得者というような所得ではない人に重い負担をどんどん課しているというのが今の実態なんです。それなので、本当に、来年度からの介護保険料が上がらないようにと願うばかりです。この点については、まだ見通しがはっきりしないこともありますので、この程度にとどめておきたいと思っております。

もう一点、お尋ねしたいのですがよろしいですか。

同じ10ページの下から2段目、地域支援事業費の中の地域介護予防活動支援事業費の中に、旅費2万4,000円というのがあります。これは何か事情があり今回、増額の手だてを取ろうとされているのか、念のために確認したいと思います。

坂原委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

旅費に関しましては、会計年度任用職員の費用弁償ということです。

この項目の中で報酬242万7,000円、職員手当、共済費、旅費、これ全て新しく会計年度任用職員を雇用したための増額になります。人員につきましては、会計年度任用職員、ケアマネを1名雇用しております、介護予防の組織体制の強化ということでございます。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第58号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。

よって、議案第58号は、本委員会において可決されました。

議案第61号「岬町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

竹田課長。

竹田住民課長 本町におけるコンビニ交付の概要を説明させていただきます。

議案書と一緒に配付しております資料をご覧ください。

開始予定時期は令和6年2月13日火曜日を予定しております。

取り扱う証明書は、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、課税（所得）証明書となります。

利用時間は午前6時半から午後11時までです。

ただし、各店舗の端末設置場所の営業時間内に限り、12月29日から1月3日までと、システムのメンテナンス日を除きます。

また、利用できる店舗としましてはコンビニエンスストア、多奈川郵便局、スーパーマーケットなど多機能端末を設置している店舗でご利用いただけます。多奈川郵便局におきましては、平日の午前9時から午後5時までの利用時間となります。

条例改正の内容につきましては、本議会で説明しておりますので割愛させていただきます。

坂原委員長 ただいまの説明に対して質疑ございませんか。

松尾委員。

松尾委員 私から何点か質問したいと思います。

まずは利用店舗についてですが、今はコンビニエンスストア、そして多奈川郵便局、スーパーマーケット等となっておりますが、岬町内で具体的にどこがその

対象になっているのかというのをお聞きかせいただきたいというのと、ここに載っている以外の店舗で使えるようになるというのがあれば教えていただきたいです。

あと、取扱証明書について、今、住民票の写し、そして住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書そして課税証明書とあります。

今後、増える見通しのあるものというのをお聞かせいただきたいです。

まずはこの2点、お願いします。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 松尾委員のご質問にお答えします。

町内で利用していただける店舗は、セブンイレブン、ローソン、多奈川郵便局、こちらのみになります。

また、証明書の今後、増える見通しということですが、今のところ増やす見通しはありません。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 利用店舗については理解できました。今郵便局でいうと多奈川郵便局だけとなっているのですが、これについては増やしていくという考えはあるのでしょうか。ほかの郵便局についてです。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 郵便局につきましては、町内の郵便局がある地区、多奈川郵便局以外の郵便局がある地区にはコンビニエンスストアがありますので、多奈川郵便局以外の郵便局に増やす予定は今のところありません。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 理解できました。

あと最後ですね、一番下に書いてあります岬町手数料条例に関することなのですが、「コンビニ交付で取り扱う証明書の手数料について、現行では300円と定めているが、多機能端末機による交付の場合の手数料を200円とする」というふうになっていますね。要は、その端末で、自分で操作される方は200円で済むということだと思います。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 私のほうから、何点かお聞かせいただきたいです。

まず、このコンビニ交付を開始されるに当たっての住民さんへの周知方法は、どのように考えていらっしゃるのかをまずお聞かせください。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 谷地委員のご質問にお答えします。

コンビニ交付に関する住民さんへの周知方法につきましては、令和6年2月号の岬だよりとホームページ、LINEで周知を考えております。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 2月の岬だよりとホームページとLINEでの広報を行うということですが、少し角度を変えてお聞かせいただきたいのです。今回、これで、コンビニ等々で発行ができるということになると思うのですが、それで窓口だと300円であっても200円になるということかと思うのです。今、窓口でも無料で交付していただける条件の方とかもいらっしゃると思っていて、これが逆に、コンビニで交付したら200円かかるということになるというふうに認識しているのです。

そうすると、コンビニで利用できるから便利だなと思って、それでもともと無料で交付できる方が行ったときに、あれ、逆にお金がかかっちゃったことになる、こういった問題が生じると思うんです。そういった点を踏まえて、きちんとこれは注意事項として広報すべきだと思っておりますけれども、この辺というのはどういった感じで広報しようと思っているのか、もう少し詳しくお聞かせください。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 谷地委員のご質問にお答えします。

委員おっしゃるとおり、無料の対象、手数料が免除となる方につきましても、コンビニの場合は手数料がかかってしまいますので、岬だより、ホームページ、LINE、なるべく分かりやすく周知したいと考えております。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 そうですね。やはりこういった認識違いで実際、かかっちゃって返金というわけには行かないと思うので、ほかの市町とかでも結構この辺、割と分かる感じで注意点として記載されているので、その辺、工夫されての広報をお願いしたいです。

続いて、町内利用できる店舗というところが、現在、コンビニとあとは多奈川

地区にコンビニがないので郵便局でというところのご説明をいただいたのですけれども、以前にタウンミーティングにおいて、孝子地区にはコンビニも郵便局もないから、孝子小学校とかどこかにマルチコピー機とかを設置して、孝子地区でもこういった発行ができるようにしてもらえないかというそういった要望があり、その計画について質問があったと思うのですけれども、この辺というのは何か進展があれば教えていただきたいです。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 谷地委員のご質問にお答えいたします。

孝子地区には郵便局もコンビニもないのですが、マルチコピー機の設置には費用がかかることから、多奈川郵便局の利用状況を検証してまいりたいと考えております。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 なるほど。確かにタウンミーティングのときには、費用の面でということをおっしゃっていたと思うのですけれども、やはり孝子地区の方で実際、役場まで行ってというところがなかなか大変という方もいらっしゃると思うので、ここは引き続き、ちょっと前向きに検討してもらえばなと思います。

最後に、今回そういったコンビニ等々で発行できるというところで利便性がかなり高まる場所があると思うのですけれども、現在、みさき公園駅で今、住民票や印鑑登録証明書を発行できるサービスを、曜日がある程度、限定されている形ですけれどもされていると思うんですね。ここに対する必要性というところが、これによって変わってくると思うんですね。このみさき公園駅でのそういった住民票とか印鑑登録証明書のこのサービスを今後どうするかというところのお考えはどうなっていますでしょうか、お聞かせください。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 谷地委員のご質問にお答えいたします。

みさき公園の発行コーナーにつきましては、現在、マイナンバーカードをまだ作っておられない方もおられますので、現在のところみさき公園駅前の発行コーナーを閉める予定はございません。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 もう少しお聞かせいただきたいのですけれども、現在、住民票とか印鑑登録証

明書の発行というのは、年間どれぐらい利用者がいらっしやいますでしょうか。
坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 谷地委員のご質問にお答えいたします。

みさき公園駅前の住民票等の発行コーナーの令和4年度の実績ですが、証明書
全ての合計が、年間で492通となっております。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 令和4年度の実績で492通。少し私が想定していたものより数があるのかな
と思うので。

今後、このマイナンバーカードの普及率等々によって恐らくその必要性とかと
いうところも変わってくると思うので、その辺は状況を見ながら、あの場所をど
う活用するのが一番いいのかというところについても引き続き、検討していただ
ければと思います。

坂原委員長 ほかに。松尾委員。

松尾委員 私も、補足というか追加で、谷地委員の質問に対して少しお聞きしたいことが
出てきました。

周知のことについてなのですが、本当にこの制度、条例の改正ですごく便利に
なる、とてもいいことだと感じている中で、やはり周知方法がホームページであ
ったりLINEであったりだけではやはりなかなか進まないのかなと思うんです
よね。

その中で例えば、今回でいくと多奈川郵便局とかコンビニエンスストアでご利用
できるようになるということであれば、簡単なポップとかをお店側に置いてい
ただくなりすると、こういった情報がない方であったとしても、お店に行って、
ポップを見て、ここでできるんだという周知になるような感じがするのですけれ
ども、また、そういった考えはないかというのが、お聞きしたいところです。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 松尾委員のご質問にお答えします。

郵便局等に「コンビニ交付ができるようになりました」といった案内の掲載に
ついては、郵便局等々と相談していきたいと考えております。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 ぜひ検討いただきまして、これが進むと、役場に来られなくても手続きができる

ということで、職員さんのその手間もだんだん少なくなっていくという本当にいい取組だと思いますので、ぜひその周知方法をご検討いただきたいと、これは要望です。

坂原委員長 ほかには質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 幾つかお尋ねします。

まず、コンビニでのマイナンバーカードを利用した各種証明書の発行といえば、誤交付の問題、トラブルが発生しましたね。重大な問題でしたけれども。

これは解決されたのでしょうか。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 中原委員のご質問にお答えします。

コンビニ交付で情報漏えいの問題が発生したのは富士通のシステムで、本町の利用している日立システムズとは違う会社のシステムになっております。

国のほうからは各業者のほうに点検するような指示がありまして、点検をされているとお聞きしているんですが、全て解決したのか他社のシステムのため、把握できておりません。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 私もよく分かりません。わあっと騒ぎになって、あれはひどかった。それでもね。「1回点検しましたから大丈夫です」と言って、またその後すぐ、誤交付トラブルが発生して停止されてという。あの後、あんまりニュースでも聞かないなと思っていたので、どうなったのかと思い参考までに聞きました。

ただ、同時に富士通ジャパン以外のシステムでも誤交付が発生していますね。ご存じないようですが、発生しているのです。富士通ジャパンほどの数ではないけれど、発生しています。

システムというのは、エラーが起こる可能性があるものと思います。

それからもう一方で、この誤交付はシステムエラーの問題と、もう一つ、カードを作ったときに、そのときに誤りの入力があったというケースもあるわけなのです。だから誤交付についてはずっとつきまとうと、私は思っています。

新たにカードを作った、その作ったときに、全国の市町村、役所・役場で、もし誤りが出れば、コンビニで発行するときにも誤りが出ます、当然ね。という問

題がありますので、私はこの問題は慎重に進めていくべき問題と思っています。

それで、利用時間がなぜ午前6時半から午後11時までなのかを聞きたいのです。私はデジタル化そのものには反対ではないんですよ。便利になることだからね。やはり技術革新を豊かさに生かしていく、そういうものだと思っているのです。

ただ、安全性の担保はもう絶対に欠かせないということを忘れてはいけないと思っています。

ですので、きちんと安全性が担保されているということが確認されれば、進めていくべきものと思っているのですけれども、ちょっと、6時半から11時までと、便利さから言ってどうなのって。こんなの、いや私は素人だから聞くのだけれど、システムを入れたら、24時間開いてるコンビニであれば24時間取り出せてこそそのデジタル化と違うのかと。便利になる、便利になると言って、なんなの、これって私は思っているのですけれども、お答えいただければと思います。

坂原委員長 答弁できますか。どなたが答弁されますか。

竹田課長。

竹田住民課長 中原委員のご質問にお答えします。

全国統一で6時半から午後11時までとなっております、それ以外の時間利用できない理由については、認識しておりませんでした。申し訳ございません。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 どこが便利なのって、私は思うけれどね。夜11時を過ぎて、朝6時半までは使えないと。何がデジタル化だとか思いますけれども。国に対してですよ、思っています。

それで、念のため確認なのですが、利用店舗はセブンイレブンについては2か所、ローソンについては2か所という箇所数で合っていますか。

うなずいていただいたので、分かりました。町内では全部で5か所で利用できるということですね。

それから、年間経費についても、この機会にお聞きしておきたいのですけれどもね。1つの端末当たり、導入経費と、あとは年間経費が要るのかと思っているのですけれども、1端末当たりいくらぐらいなのでしょう。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

多奈川郵便局に設置するマルチコピー機は1台当たり373万7,800円です。これにつきましては2分の1デジタル田園都市国家構想交付金の補助対象となっております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 今、多奈川郵便局のことをお答えいただきました。

これは導入も維持管理も全て合わせて373万7,800円ということなのですか。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 多奈川郵便局の経費をまずお答えさせてもらったらよろしいですかね。

多奈川郵便局につきましては、導入経費は先ほど申し上げた経費でして、保守委託料につきましては月額、税抜きで1万5,000円、年間で19万8,000円となっております。

また、それとは別で証明書を1通発行するに当たってコピー料金がかかってきて、1通当たり58円、あと交付手数料を端末設置業者である富士フイルムに支払うことになっておりまして、富士フイルムの取り分が1通当たり61円、郵便局のほうに支払う委託料がありまして、こちらは現在、契約手続中で調整中ですが、参考に令和5年当初予算の要求額は月額税込で1万1,000円。あとキヨスク端末の電源工事としまして郵便局のほうで電源工事をしまして、こちらが22万円費用がかかりました。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 今、お答えいただいた保守委託料というのはコンビニも同額ということですか。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

コンビニのほうは導入経費としまして2,615万8,000円、こちらは2分の1デジタル田園都市国家構想交付金の補助対象となっております。

システム保守委託料としましては年額で331万3,200円なんですけど、導入年度から3か年はデジタル田園都市国家構想交付金の補助対象で2分の1補助をしてもらえることになっております。

交付手数料につきましては、コンビニの取り分が1通当たり117円となって

おります。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 なかなか大きいお金ですね。おまけに、これなんか不思議だな。

今コンビニについておっしゃったのは、1 端末当たりの金額ですか、それとも四つ合計ですか。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

コンビニに設置しているマルチコピー機は各コンビニ業者が設置するものになりまして、岬町としましてはコンビニ交付の導入経費は4台のマルチコピー機の費用ではなくてコンビニ交付のシステムを開発するために必要な経費になってきます。

また、参考に全国のコンビニ等、スーパーマーケット等でご利用いただけますので、町内のコンビニでしか利用していただけないということではございません。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 2分の1補助があっても、町としても結構な持ち出しになりますね。

先ほど、コンビニの保守委託料が年間約332万円とおっしゃいました。これは1 端末当たりの金額ですか。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

約330万円の保守委託料は1 端末当たりではなくて、このコンビニのシステムを導入するに当たって、岬町が1 年間に必要となる保守委託料が331万3,200円ということです。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 私はアナログ人間なので、もう目の前にあるこういう機械のことをすごく考えるのだけれど、今、話を聞いていたら。

坂原委員長 西部長。

西総務部長 このシステムをご説明させていただきますと、これは全国的なシステムになっていまして、そのシステムを使うお金が300万円ほどということでご理解いただきたいと思います。

実際にコンビニで発行するときに1 通当たりの手数料として100円ちょっと

がかかってきて、それをコンビニに渡すということになります。コンビニ1軒当たり300万円ほどを払うということではなくて、このシステムを使う全体の経費として300万円ほどかかってくるというご理解いただきたいと思います。

ただ、郵便局については私どものほうで設置しておりますので、その機器に係る保守は私どもがお支払いする。コンビニのコピー機というのは全てコンビニのコピー機になりますので、それに対しては私どものほうから一切、費用は発生しないというご理解をいただければと思います。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 私も今、説明を聞いていて、要するにシステムにかかるお金なのだとということが聞いていてやっと分かりました。だからさきほどアナログ人間だからと言い始めていたのはそこです。なるほどね。

これ、コンビニと多奈川郵便局でシステムが違うからそれぞれ別々にかかるのですか。

坂原委員長 西部長。

西総務部長 コンビニシステムというのは、あくまでも一つのシステムと考えてください。

打ち出すのが、コンビニで打ち出すか郵便局で打ち出すか。

コンビニの交付機というのは、コンビニが設置して管理している部分ですので、我々としての費用は発生してきません。

郵便局については、私どものほうの機器を置かせていただいておりますので、そこに機械の保守がかかってくる。それが郵便局の場合はかかってくるということでご理解いただきたいと思います。

だから、普通、1枚交付するお金プラス郵便局の場合はそのハード、コピー機の分に関わる部分がかかってくるというご理解いただければと思います。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 だんだん分かってきました。

多奈川郵便局のはアナログな私が理解しやすいやつやね。

機械の保守委託料、で、多奈川郵便局もコンビニも全部、システムの保守管理については、さきほどの332万円ぐらいでいけると、そういう理解でよろしいか。

坂原委員長 西部長。

西総務部長 コンビニシステムというのがまずありまして、そのシステムを運営する負担金というのが300万円かかります。

ですので、そのシステムをコンビニで打ち出すか郵便局で打ち出すかというだけの話です。

だから、あとは端末の維持管理をどちらで持つてるかというご理解をいただければと思います。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 私が理解したことは合っていたということですね。ちょっと違うの。

また後でゆっくりとという声がありましたので、何か私の理解が違っていたら、また教えてくださいね。

参考までに聞くのですけれど、多機能端末マルチコピー機を多奈川の郵便局に置くのでしょうか。コピーもできるようになったりするのですか。コピーそのものもできるようになったら、より便利だと思っているのですけれど、どうなんですか。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 中原委員のご質問にお答えします。

多奈川郵便局のマルチコピー機でコピーの利用もしていただけます。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 私から、先ほどの中原委員からの質問で、追加で教えていただきたいです。

先ほどの西部長の説明によると、このコンビニ交付のシステム全体での利用料というところで、岬町としての負担金という形の捉え方でいいか分からないですけれども、330万円ぐらいということです。そうなった場合に例えば、コンビニとかマルチコピー機が増えたりとか、利用できる場所が増えたら、その負担金は変わってくるのですかね。それとも、年間でもう既に決まっていますという、契約的などころから。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 谷地委員のご質問にお答えします。

全国でコンビニ等が増えたことを理由に、この保守委託料が増額することはありません。

坂原委員長 奥野副委員長。

奥野副委員長 私も利用店舗の件で、もう少しお聞きしたいと思います。

町内ではセブンイレブンとローソンで使えるということですが、高齢者の方々が行って、操作が分からないとかいうようなことはないでしょうか。

もし分からないときは、お店の方でも教えてもらうことはできるのでしょうか。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 奥野副委員長のご質問にお答えいたします。

コンビニのコピー機にはタッチパネルがありまして、そちらで案内が分かりやすく表示されるようになっております。

コンビニのほうで店員の方も説明していただけるのかなとも思うんですけども、役場のほうにお電話等いただけたら、ご案内させていただきたいと思っております。

坂原委員長 奥野副委員長。

奥野副委員長 役場が時間外で、11時までいけることで、そういう時間帯はお店でもいけるということですね。

それともう一点、郵便局なども5時までじゃないですか。そういうところも、多分、職員がいなくなるだろうし、そこも無人ということになるのでしょうかね。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 奥野副委員長のご質問にお答えします。

郵便局につきましては、郵便局の開いている時間内でのご利用となっておりますので9時から5時までになります。

コンビニにつきましては、役場が閉まってる間は役場のほうでご案内ができませんので、タッチパネル等の操作方法を見て操作していただくようお願いいたします。

坂原委員長 奥野副委員長。

奥野副委員長 町内の方は近くにできて、大変便利でありがたいことなのですが、町外でおられる方々でも全国どこでも使えるという今回のありがたいシステムですけれども、想定でどれぐらい町外から使われるような想定をされていますか。そこまで分からないですか。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 岬町の方が町内で使われるのか、町外で使われるのかということは、見込

みはできておりません。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 先ほどの奥野副委員長の質問から少し思ったこと、また新たな質問になってくるのですけれども、先ほど、操作の仕方はどうするのというところなんです。たしか証明書発行でボタンがあっぴと押した後は、マイナンバーの暗証番号を入れて、もしくは携帯のほうでというやつだと思うのですけれども。

他の市町だったら、その手順書みたいなものをホームページ上に記載されていたりとかと。そういったところも別に聞かなくても、もしも確認できるような周知の仕方というのがあったらより丁寧かと思うので、その辺も検討していただければと思います。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 谷地委員のご質問にお答えします。

ホームページ上でマルチコピー機の操作方法の手順について掲載したいと思います。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 先ほど、いろいろお尋ねしたのに、ちょっと追加で。

誤交付が発生した場合、迅速に報告される仕組みはあるのでしょうか。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

誤交付が発生したり、コンビニだけではなくて窓口におきましても誤交付が発生した場合は、迅速に総務省に報告するようにと、事務連絡が総務省から来ております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 私が聞いているのはそういうことではなくて、さきほど言っていた富士通ジャパンからたくさん誤交付が出たわけですが、それはなぜ誤交付が分かったかという、取り出した人が私のものと違うということを役所であったり、どこかに言ったから分かったんですよ。

それなら、私の住民票を誤交付されていて、受け取った人が、私でない受け取った人が言わなかったら、誤交付と分からないのと違いますか。ということを開きたかったわけです。

仕組み上もそういうふうになっているんやね。そんなの発見はできないのやね。
坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

コンビニで申請された方のカードで他人の住民票等が出た場合、私たちが確認する術があるのかというのは、日立システムズに確認させていただきたいと思えます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 私はないと思います。念のため聞いてみてください。そういう仕組みができていたのだとしたら、富士通さんはもう作って開発してやっているのと違うかなと思いますので。でも確認はしてみてください。

それで、もう一つ、聞きます。店員さんに義務づけられているのか。

さきほど操作の方法が分からない場合ということで、役場が開いている時間であれば、役場に電話してくださいとか、いろいろ言っていました。

それで、今、早川委員とお話していたのは、コンビニに置かせてもらって、コンビニに1通当たり117円ですか、渡す以上は、コンビニの店員さんに困っている人がいたら、手伝ってあげてねということも、コンビニの人のそのレジを打ったりして勤務している人の仕事の業務のうちの一つに含まれることになるのと違うのかなと、今、言っていたのですけれども、そこはどうなのでしょう。

早川委員 多分、恐らく僕の認識でいいますと、コンビニのマルチコピー機というのは、今、既にいろいろな業種がそのコピー機に入っていて、チケットを買えたり、保険の加入をされたりとか、宝くじを買えたりとか。そのときも今現在も、そのシステムを使うときに分からないことがあれば、コンビニの店員さんがしっかり教えてくれるので、恐らくこの証明書発行についても、コンビニの店員さんが対応してくれると僕は認識しています。

既にほかの市町村でも実際もうされていて、セブンイレブンのコンビニ等のホームページとかにもしっかり載っていますので、恐らく対応してくれると認識していますけれども、それでよろしいですかね。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 委員のご質問にお答えいたします。

私どももコンビニの店員さんが親切に教えてくださると認識をしております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 業務の中にきちんと位置づけられているということになっていたら、いかにレジが忙しくても、マルチコピー機のところで、どうやらマイナンバーカード持って困っている人がいる、それなら、レジを待たせて、操作のお手伝いに行かないといけないわけですね。そこまでのことになっているのですか。そこまで知っているのですか。

坂原委員長 竹田課長。

竹田住民課長 中原委員のご質問にお答えします。

レジとマルチコピー機の操作のお手伝いの優先順位等に関しては把握できておりません。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 どちらが先かそれはまあいいのだけれどね。なんかきちんと。

坂原委員長 西部長。

西総務部長 先ほど、早川委員がおっしゃったように、そのコンビニの中の機器の操作というのは基本的にコンビニのほうで責任を持って対応していただくものと我々も思ってますし、現実的にはそういう対応になってると思います。

機器というか住民票発行に係る部分で不具合が生じたときは、役場なりへという形になると思いますけども、単に機器操作の問題とか、そういうのは基本的には現場の従業員の方が対応してもらうべきものと我々も思っております。そのあたりは再度、確認はさせていただきますけども、特にそれでほかの団体から、こんなんで困ったという話も聞いておりませんので、おっしゃるように操作の説明とかはさせていただいていると我々も認識しているところです。

ただ、確認できてないので、ちょっとあやふやという表現は悪いですけども、はっきりとした表現ができておりませんが、その点をご安心いただければなと思っております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 始まったばかりのシステムですからね、10年も20年もやっていたら分かるけど、こんなことで困ったと聞いていないからと、そりゃあ件数がまだ少ないからね。

坂原委員長 西部長。

西総務部長 このコンビニシステムというのは何も岬町だけのシステムと違って、もう全国でほとんどの団体が導入してきているシステムになっていますので、全国で何万枚と、日に発行されているものになります。

ですので、トラブルの事例があれば、その統括しているところから我々のところにも情報も回ってきますし、こういう事例が発生しましたよということであれば、我々も適切に対応してまいりたいと考えております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 今おっしゃった最大のトラブルが誤交付だったわけですがけれどね。

確認できていないということだったので、ぜひそれは確認をしてほしいと思う。

だから、そこは設置させてもらっているところに、従業員の方が丁寧に対応してくださるということがはっきりしているのだったらね、ご安心くださいと。分からなかったら、そこにいる人に聞いてくださいと。懇切丁寧に教えてくれますと、それも周知しておいたら、使う人には安心なのではないかなと思います。

坂原委員長 ただいまの件は、返事をもらえるのでしょうか。

竹田課長。

竹田住民課長 坂原委員長のご質問にお答えします。

コンビニのほうに確認しまして、お答えさせていただきます。

坂原委員長 では後日、議会事務局のほうへ報告をお願いします。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

中原委員、どちらですか。反対、どうぞ。

中原委員 私は、個人情報の漏えいの対策が十分でないと考える立場から、賛成をしかねると。

便利になっていいですけど、さきほど言ったとおり夜11時から翌朝の6時半までは使えない。デジタル化とは何だろうという疑問も持ちつつ、一番大きな理由は、やはり誤交付の問題への懸念から、賛成はしかねる立場であります。

坂原委員長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第61号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

坂原委員長 挙手多数であります。

よって、議案第61号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案5件については全て議了しました。

続いて、案件2、その他に入ります。

その他で本委員会所管の事項で何かございませんか。

中原委員。

中原委員 常任委員会のその他ですので、お昼も近いしあまり長い時間を取らないようにしたいと思うんですが、シルバー人材センターの問題について、この場でお聞きしておきたいと思います。

次、聞けるとしたら3か月後の3月議会という場になってしまいますのでね。

私が何を聞くかということ、12月1日に一般質問がありました。そのときに、翌日12月2日に会員向けの説明会があるからということで、それを理由に答弁を避けられた件がたくさんあります。

そして、12月2日の説明会を経ましたので、お尋ねしたいことが幾つかあります。

まず1点目、ちょっとこれは一般質問で私に答弁してくれた中身について、訂正がもしかしたら必要になってくることがあるのと違うのかなということもありまして、お尋ねするのだけれど、まず、1つ目は、横領という、これは私は事実だと思っているのです。それを前提に私は質問をしていました。

だけれど、後で答弁をようよう聞いたら、松井部長も町長も、横領と認めていないかのような曖昧な表現になっているのです。私は、横領だというふうに断定できていると思いますけれど、そこをどう思っているのか、改めて聞きたいと思

っています。お願いします。

坂原委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 一般質問でどういうふうな表現をしていましたか。

中原委員 言いましょうか。

松井しあわせ創造部長 お願いします。

中原委員 曖昧な答弁をされた松井部長の。曖昧な表現のことを言いますよ。

「シルバーの業務において、鉄くずが発生した場合の売却において、えー、得た金額が、えー、ま、正確に、まあ入金されてなかったというふうな、えー、ケースではないかなというふうに思っております」という表現。

曖昧でしょ。分かりますか。

売却で得た金額が正確に入金されていなかったというふうなケースではないかなと思っておりますと。これ曖昧というのと違いますか。

答弁はそのように、松井部長はお答えでした。

坂原委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 売却された金額そのもの、その同額が会計処理されてなかったということ言えば、当然、それは着服に当たるだろうというふうに認識はしておりました。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 もう少し明確にご答弁いただきたいのです。

今、着服ということもおっしゃいましたが、横領の事実は認めるんですね。そういう認識をお持ちなのですね。

坂原委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 今、表現しました着服、という表現については、まだこの横領というのは、横領事件に発展して、万が一それが業務上横領罪として罪が確定した場合についての横領という意味でいいますと、今のところはそういった表現はできないと思っていますけれども、確かに売却したお金を正確に入金されてなかったという事実をいいますと、着服という形で表現させていただいたということで、認識しております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 この問題は今後、刑事事件に発展する可能性もありますからね。言葉としては

着服という言葉を使ったと。分かりました。

町長の認識はいかがですか。

坂原委員長 田代町長。

田代町長 どの部分を言われているのかな。

私は、2回だけ答えていると思う。

中原委員 ちょっと待って。今のやり取り、お聞きになったと思いますけれども、私が聞きたいのは、横領の事実を認めてますかという質問です。

坂原委員長 田代町長。

田代町長 横領というのは、大阪府が調査した結果、その内容であって、私どもにその結果を通知いただいていませんので、私は横領というのはいかがなものかなというふうに思っています。

ですから、横領という言葉は私は使っておりません。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 確かにね、町長は、答弁では松井部長よりもっと曖昧な表現をされております。頭のいい方だなあと、本当に私、思っています。ちょっと爪のあかを、煎じて飲みたいぐらいです。

いやそれで、今、大阪府の通知を頂いていないとおっしゃいましたけれども、松井部長は報告していないのですか、町長に、この件。

坂原委員長 しばらくお待ちください。

お昼、回りそうですが、このまま続行しますか、どうしますか。

(「続行」の声あり)

では、このまま続行したいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 では、松井部長。

松井しあわせ創造部長 大阪府の通知につきましては、今年の9月議会のときにも答弁させてもらったように、大阪府から検査があつて、検査の結果、一部、事務局の会計処理、そういった内容を口頭で説明させてもらっています、町長に。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 口頭で説明したと。口頭であったとしても報告はされているわけですね。

大阪府が横領だというふうに断定したということは、町長はご存じだったわけ

ですね。

坂原委員長 田代町長。

田代町長 大阪府からそういう通知が人材シルバーセンターのほうにあったということは、松井部長から口頭で聞いております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 松井部長も、今のことでいいですか。何か手が上がっていましたが。

坂原委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 そうですね、はっきり横領という形での報告はさせてもらっていません。

ただ、会計処理に不適切なことがあって、チェックが不十分であったということで、大阪府から是正の指導があったということで、指導の内容は口頭で、そういう内容で報告はさせてもらっています。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 もう私は12時半までに終わろうと思っているのよ。だけれど、今のちょっとまたややこしい話になって。

会計処理が不適切だった、だから改めなさいということと、横領が発生したということは、全く質が違うでしょう。

松井部長は本当に横領という言葉を使わずに報告しなかったのですか。

今さきほどの町長の答弁だったら、口頭で聞いたって言っていました、どっちなの、どうなの。

坂原委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 その指導書の内容について、口頭で説明したということで、その内容についてはそういった表現で報告したということです。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 あんまり「そういった」とかいう言葉を使わないでほしいのですけれどね。

横領という言葉を使わずに、町長に報告するときに使ったのですかと聞いています。

坂原委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 説明をしたのは、指導があったという事実と、あと、その指導書の内容については是正される部分があったということで、その内容については会計処理のチェックが不十分であったということを説明したということです。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 もう1個目の質問が一向に終わらないのだけれどね。

もう一回、確認します。

それなら、町長への報告のときに、横領という言葉は使わなかったということですね。明確に言ってくださいよ。

坂原委員長 田代町長。

田代町長 中原委員が何をね、言ってますけど。

中原委員が何を聞きたいのか、私は分からないのですが。

横領っていうのは、先ほど言ったとおり、大阪府から、シルバー人材センターのほうに、横領の疑いがあるので、実態をちゃんと調査して報告しなさいというのを私は松井部長から報告を受けたと言っているわけです。

横領っていうのは、あくまで大阪府がシルバー人材センターのほうにそういう通知を出されたということ、理事ですから、理事としての報告を受けたことについて、私は聞いているということです。

それで、もう一つ、言っておきますけれども、私どもは、谷崎議員からも質問ありました。

町は、これについて補助金を出しているから問題があるのと違うかという質問だったか、間違っていましたら訂正してください。

それについて、町は関係があるのと違うかということに対して、私は、これはあくまでシルバー人材センターの中のことであって、町がとやかく言うものではないというように、僕は説明をしたと思います。

この2点だけだと思います。

それともう一つは、この件について本人に確認をした結果、そういうことはありませんという回答を得たので、それで私はもう納得、それで了解したわけで、何もうちが調査権があるわけでもなく、あくまで調査指導は大阪府というふうに私は理解していますから、あまりこれに入り込むことはどうかなと思っています。

現時点で既に刑事告訴されています。

誰も報告がなく、はっきり言って道工議員さんから聞かされ、後で今日の新聞を見て、えってびっくりして知ったぐらいですが。

ですから、もう今は刑事告訴が始まっているのに、この中身に我々はもう入る

ことはできません。協力するところは協力しますが、このことについては、議会の皆さん方と議論するのは如何なものかと思いましたので、何を聞かれるのかなということをお尋ねしたかったんです。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 知りたいことは分かりました。きちんと町長は横領という言葉も含めて、口頭ではあっても、報告を受けていたということは分かりましたので、それが知りたかったことです。

それで、議会の会期中なので、これを言っておかないといけないと思っていることがあります。

9月議会の答弁のことを私が一般質問で聞いていてですね、質問したことがあったのです。もう時間を割愛するために、9月議会の谷崎議員の質問に対して、町長はこういうふうに答弁していると言って、何か所かお伝えして質問をしました。

その中で、町長が、「理事を送っているから、それで十分果たしているという言い方は私はしていない」というふうに、今回の議会で私に答弁されました。

私は、会議録を確認して、谷崎議員の質問に対する町長の答弁を確認した上で、こういう言い方をしていますというふうに投げかけましたよね。

それを町長が否定する。それは私、事実と異なる答弁だと思うのです。

ですので、この場ではすぐ分かりませんから、音声もあるし会議録もありますから、それをぜひご確認をいただいて、町長が本当に言っていないのか、言っているのか、間違えたことをおっしゃっているのだったら、会期中しか訂正はできませんので、必要だとお考えなら訂正なされたほうがいいのかと思うのです。

これは質問と違いますけれどね。

坂原委員長 田代町長。

田代町長 言葉の中の使い方が間違ってるかは分かりません。それは訂正させていただきます。

私は、中原委員の質問に対して答えたのは、そういった議事録というのを一切私は見たことはありませんが、松井部長から報告を受けています。

それで、松井部長の報告によると、理事会を開いたときに、監査報告もちゃん

ともらって、その中では問題ないということ、常に私は報告を受けているので、理事を送っていることで、そこで問題があれば私のほうに報告があると思いますけれども、その理事会では何ら問題はないという判断の下で、私はそういう答弁させていただいたと思います。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 この問題でここでね、言った、言っていないという話をしても仕方がないので、会議録を確認していただいたらいいと思います。

それで、今、町長が、松井部長が報告してくれていて、問題がないと聞いていたと。それはある時期まではそうだったのでしょね。

だけれどその後、問題が発覚して、松井部長は町長にいろいろその問題、理事会も何回も開いたんでしょ、説明会までに。ほんとうにご苦労だなと思って、答弁を聞いていて思っていましたけれどね。

その辺の報告はしていないのですか、松井部長。

問題が発生した後。

坂原委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 理事会の内容、その中で、まず、ある理事の方から、いろいろ疑われてる部分の内容について、今は前事務局長ですけれども、問い詰める場面があったこと、あと、4月以降で、府民の声の。

中原委員 町長に報告しているかどうかについては。

松井しあわせ創造部長 これまでの経緯についてはどのような形で報告があったかはあれですけれども、こういう内容で理事会が開催されます。また、開催された後は各委員からこういった意見がありました、などといったような報告はさせてもらってます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 それはもう自然なことです。

特に、町長は、私、この点は優秀だなと思っている点でね。あのつぶさに起こっている事柄を、あらゆる方位で起こっている事柄をご自身で直接、つかもうとされる。だからいろんな住民要求に応えていけるということがあると思っていますのです。

だから、いや、絶対そんな、松井部長が、こんな重大なことを町長に報告しな

いなんて思っていない。

だけれど、私は、この間、一般質問でいろいろ聞かせてもらいましたが、町長の答弁では、さもそんなことは僕の耳には入っていませんと思わせるような、そう言ったのではないですよ、そのような答弁ばかりされてきましたよね。と、私は思っているんですよ。

聞いていたのに、あの答弁、冷たいと今、思ったのですけれども。

坂原委員長 田代町長。

田代町長 まず、うわさっていうのはいろいろ出ます。それを私ども、そういうことをうのみにして問題提議することは、問題が出ている人に対して、事実関係をはっきりしない限り、私らはそれを他に漏えい、または答えることができないというのは私の立場です。

松井部長は、理事会において、それまでにこういう問題が聞くけれども、理事会を1回開いてもらって、その辺の内容を聞いたらどうやという意見も私は申し上げています。

それで、松井部長も、理事会が近々開かれる、またこのような話は聞いています、と言った連絡は取っています。

しかし、確たる証拠なしの問題を、やはり火の粉が上がっている、あまりにも上がり過ぎるということから、私は、当時の理事長と局長を呼んで、話をして、こういううわさがあるけれども、これについては問題はないのかということ、本当は私は言うべき立場じゃないですけども、補助金を出してる関係上、町長として確認をする必要があったので確認をさせていただいて、そこで、全くそういうことありませんということが当人から出たので、中原委員には、そう答えたと思います。

そして、松井部長からその後、今おっしゃっている横領云々とか、着服云々とかいうお話については、あくまで大阪府はシルバー人材センターへ出した問題であるから、そこには我々は口を挟むわけにはいかないと。報告を私は聞いただけだということを中原議員、谷崎議員に先に申し上げているだけです。

それはご理解していただきたいと思います。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 町長、補助金を出している以上、聞かせてもらわないといけない。うわさが立

っている当事者に聞かせてもらわないといけない。それは妥当な在り方だと私は思います。

ただ、聞いた相手が悪かったと私は思っています。渦中の前局長と前理事長。これは、こんな例えはまずいかもしれないけれど、ちょっと前理事長については、私もよう分からないところがあるのです。

ただ、前局長については、泥棒に「あんた、泥棒しましたか」と言って聞いて、「はい、しました」って言うわけがない。そういう相手にそういうことを聞いたなど私は思っていますね。

もちろん、ずばり尋ねていろいろな疑惑をお聞きになったのでしょうか。聞いて、本人が否定したらね、確かにもうそれ以上のものはないのかなど。その場ではそうやって仕方ないかということは理解しますが、ちょっと今、起こっている事柄は、もうその時点を過ぎているというふうに私は思います。「いや、本人らに聞いたけれど、本人らはやっていない」と言っていたからやっていないと思うわと。それではちょっと通らんない状況になってきていると思います。

特に、12月2日の説明会を経て、私はそんなふうに思っています。

それでね、2日の説明会でいろんな資料が配付されました。

その資料の中に、岬町シルバー人材センターの前局長が行ってきたいろいろな疑惑を、府民の声に届けられたその内容が配付されたんですね。

そこに、町長とか岬町の職員が関わる記述もあるのです。シルバーの中の運営は、おっしゃるようにやっぱり団体の内部で、新しい理事長、新しい事務局長を中心に改善していく、それが当然だと思うんです。そこに外から首を突っ込んでいくべきではないとおっしゃるのも当然だと思います。

ただ、岬町の職員のことや町長との関わりの方が書かれている以上、これはちょっと確認させてもらわないといけないなと思い、今日はその他で、このこともお聞きしようと思っています。なるべく早く終わるように頑張ります。

そこに書かれていることは、9月議会で谷崎議員の質問に対する町長の答弁と違うことが書かれているのです。というのが、府民の声に訴えられたシルバーの会員さんの訴えとしては、なにかいろんな経過があるのですけれどね、不正の強い疑いを持って、岬町の高齢福祉課、それから岬町美化センター所管の生活環境課、管理職、高齢福祉課と生活環境課の管理職に電話で通報した。そのときは匿

名で通報されたそうですね。匿名だったから、あまり受け止めが不十分だったのか知りませんがね。そういうこともあったと。これは去年の7月の話ですよ。電話で通報したと。

ここで岬町の役場の職員が出てくるわけです。これはこれでちょっと時間のこともあるので、この場ではもうお聞きしませんけれども、ちょっと町長との関わりは確認しないといけないなと思っているのです。

というのが、そのシルバーの会員さんはあちこちへ訴えた。だけれど、どうもそのときに匿名だったのだけれど、携帯電話の番号を聞かれて、それは伝えたと。そうしたらその携帯電話に町長から直接、電話があり、自分が知っている一連の不正内容を伝えたと。

その後、町長が自ら聞き取りをしたいという連絡があり、正会員の人の立会いの下、町長の自宅にてシルバー人材センター事務局正職員、これは前事務局長、ごめんなさい、シルバー人材センター事務局正職員とアルバイト事務職員とで、町長宅で話をしたと、書いてあるんですね。

それなのに、町長は谷崎議員の質問に、何をご答弁したかという、「私の自宅へどなたか来た、会ったということは一切ございません。これだけ申し上げておきます。」という答弁をされているのです。

これも後でご確認されたらいいのですけれど、今「そなん、言った覚えはない」とか「言ったかな」とかとなっちはいけないのでね。私は、会議録を確認しています。

これ、どちらが本当でどちらが嘘なの、というのが私の謎なんです。議会は虚偽答弁してもらったらいけないし、この間みたいな答弁拒否してもらったらいけない場所です。町長も議員を、長くされていたから、それはもう、よくお分かりのことだと思っただけですけれどね。

議会で答弁されたことと、ここへ書かれていることが違う。どちらが本当なの。これはちょっときちんと確認させてもらわないといけないなと思って、お聞きするものです。

坂原委員長 田代町長。

田代町長 まず、電話番号のことは、秘書課に多分、電話かかってきたんだろうと記憶をしています。それで、秘書課に電話だけがかかって、名前は匿名での電話です。

それで、そこに電話を私、かけさせていただいたことは事実。

しかし、それは全く内容は分からないから、内容を教えていただけのらんだっただけで、お名前はと。そのときはお名前は言えないということだったかなと私は記憶しています。

それ以後のことについては、資料を見れば資料に書いてるかどうかわかりませんが、そういう記憶はあります。

谷崎さんの質問は、町長の自宅であった覚えがないかということだったように思います。私は、自分の自宅で話したことは一度もありません。これだけは申し上げておきます。

それ以上のことは、今はもう司法の手へ書類が回っていますので、お答えすることは差し控えさせていただきたい。司法のほうには、できるだけ協力はしてまいりたい。

今後、またこういったことがないように、現在、役場の任用職員を、局長で送っていますし、問題のないようにしっかりとやってくれという指示もしておりますので、それぐらいのことしか今は、お答えできません。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 ちょっと今のはよく分からなかったのですけれど。

記憶はあるとおっしゃったり、記憶はない的な感じのことを言ったり。

谷崎議員に答えた、「私の自宅へどなたか来た。会ったということは一切ございません」と。これは合っていません。事実と異なる。

田代町長 記憶に曖昧なところがある。

中原委員 なぜ行くことになったかといういきさつですね。ここは少し曖昧だと。そうですね。

町長、まさか自宅、家の中に入ってもらって話してないけれども、町長の家の敷地内にあるプレハブで話したから、それを自宅では会っていないと言ってるのとは違いますね。

坂原委員長 田代町長。

田代町長 今、言った以外は、今、司法の関係、司法の手に回ってますので、お答えしかねます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 司法の手にと、おっしゃいました。

ここからは大事、司法でどう扱われるのか大事だと思うけれど、司法で扱われることになっているのは横領の件だけなんです。横領の件だけでしょ。横領の件だけだと思いますよ。

坂原委員長 田代町長。

田代町長 今日の新聞を見ますと、シルバー横領刑事告訴と書いていますから、シルバーが横領として刑事告訴したんだろうと思いますけれども、最後のところでは、売却益の数万円を着服した疑いというふうに書いています。

まだはっきり明確になっていないものを、私がとやかく今、言うわけにはいかないということを言っています。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 違います。私が言っているのは、司法の手に渡っているから、私がこの場で答えるわけにはあって、よく国会でもやっていますけれどね。別にそんなの気にせずにしゃべったらいいのにつて、いつも聞きながら思っているのだけれど。

これね、町長はね、松井部長もね、しゃべっても何にも問題は起こらないんですよ。というのが、今、横領の疑い、着服した疑いということで訴えが、訴えはまだ起こされてないな、告訴、訴えか、それは横領に関わることだけですね。

それで、この町長が、その会員さんと会ったとか、その会員さんがこんな不正があるよとかいう話をしてきた中に、横領の件は、入ってましたか。入ってなかったのと違いますか。これは別のルートから、別の人の努力で横領については明らかになったことですよ。

去年の夏の段階で、横領というこの事実、1つに関わっている、恐らく出てなかったのと違うのかと思うんです。

だから、別に心配しなくても、今後の司法のいろんな動きに影響しますからって、そんな思いやる必要はなくてね、知ってることを知っているとおりにお話してくださいっていいんですよ。

坂原委員長 田代町長。

田代町長 再度、言うようすけれども、そのことについては今、お答えする立場ではないと。司法のほうからいろいろ調査があればですね、私はちゃんと協力したいと、そのように思っています。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 この間の一般質問でも逃げられ、今日も逃げられ。

そうしましたら最後に、今後の調査のことを私、一般質問でも言ったのだけれど、先ほどのやり取りで、着服については認めているわけですね。

証拠もないのに確たることは言えない、町長がおっしゃるとおりだと思うんです。

確たることを言うために、補助金も出している、事業も委託してやってもらっている、その中に不正がないのか、調査するべきと違うのかなと思うのですが、そこはいかがですか。

坂原委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 先日の12月2日に会員への説明会を受けまして、補助金を出している行政としても、今回のこの着服の部分については補助金には直接、関わらないとは思っているんですけども、今後、このようなことで就業機会を失ったり、会員数が減ってきたりとなりますと、岬町が進めているの高齢者の生きがいづくりでいきますと、やはりその辺の部分について懸念がされますので、何らかの形で調査はさせてもらわなければならないと、今、思っています。

ただ、この4月に入って、今回この件に関わってですけれども、しっかり事務局の中も風通しもよくなってきて、いろいろな事務局の方からも直接、私にも話をしてもらえる機会もあって、理事としての立場ですけれども、ある程度、事務局の中身が見えてきました。

その中で、いろいろ改善されている部分も見えてきていますので、今後は改善されていくのではないかなという認識は持っているのですけれども、一旦、こういった事実が出てきてますし、また、その辺については補助金を出してる行政としてもしっかり事務局の状況を聞き取りしていきたいと思っております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 今後、今後って、今後のことをおっしゃるのだけれど、また、この4月以降のことをしきりにおっしゃいますね。

説明会でも、これ、私はなかなか印象深かったですよ。この4月からは、過去のようなことは一切ありませんと。当たり前ですね。

今、本当に頑張っていると思うんですよ、理事の皆さんで力を合わせて、い

ろいろな努力なさいっているということは理解するのです。今後、また同じようなことがあったら、またそれこそ重大問題でね。

今よくなっているから、それでいいというわけにはいかない。私が問題にしているのは過去のことです。過去のことをきちんと事実を1つ残らずつまびらかにしないことには、今後に生かせない。再発防止策、これがね、やはり過去にどんな誤りがあったのかということからしか導き出せないのですよ。私はそう思います。

何か明るい未来みたいな感じでね、今後、今後とおっしゃって、それはそれで努力されているということだと思っただけけれど。

私は、その話を聞いて、ふっと一番に浮かんでくるのはね、自民党と旧統一協会の問題です。「もう清算しました。調査しました。これからは一切ありません」と。あれと一緒に、私にしたらそう聞こえてしまっただけでね。

ほんまに今後、改善されるのか。

もう細かいこと、もっと聞こうと思っていたのだけれどね、もう12時半になりますのでね、そろそろ終わりに向かっていきたいと思っただけけれど。

過去のことを本当にきちんと調査してほしいです。本当に調査してほしい。

じゃあ、誰が調査するのが適切なのかも含めてね、しっかり調査をしていただきたいし、報告書、私と谷崎議員はいろいろな点で少し立場が違うことありますけれど、報告させるべきだとおっしゃって、それは私もそう思います。

今回の過去の1件に限っては、やはり補助金を出している。事業の委託も行っている。税金ですので、税金をつぎ込んだ先の人について、不正がなかったのかどうか、それは調査して報告をしてもらわないといけない、議会に。というふうに私は思っています。これはもう要望にとどめたいと思います。

調査しないといけないと思うのは、一般質問ではあんまり具体的なことは言うのは避けましたけれども、説明会の中で、草刈りをしたパッカー車の処分費に関わる不正ですね。

これは前局長は無関係だったということも現地で言われていましたが、前局長の関わりのあるなしかかわらず、不正があったらいけない。それで、このパッカー車のやつ、もうお金は返しているらしいのだけれど、お金を返したらいいという話と違いますよね。これはちょっと業務要領とは違いますけど、質はね。そう

いう不正の事実が語られていました、認められていました。そういうことがありましたと、答えていましたからね、今の局長がね。

あとはね、府道の木ノ本岬線の警備員配置の問題に関わって、町への警備日報の差し替えが行われたこれ、不正ですよ。私はそう思う。だから調べないといけないと思う。

あと、作業の分配金のことですね。ここは説明会の中でも少し説明が不十分だったですね。前局長が。

坂原委員長 途中ですが。それは質問ですか。

中原委員 いいえ、要求です。要望です。要望の根拠となることを。

坂原委員長 主旨を明確に、手短にお願いします。

中原委員 はい、分かりました。頑張ります。

前事務局長が、事務局長としての仕事、といたら、恐らく事務所の中でいろいろな事務をすることかと思うのですけれど。それをやらずに。いや、全然やらなかった訳と違いますけれどね。事務局長としての職務に専念しなければならない義務を負いながら、また、そのためのお給料を頂きながら草刈りとかの現場に出て、配分金をもらっていた。二重取りだというふうに、私は聞いていて思っているけれどね。

そのお金は、個人の懐には入っていません、センターに入っていますという、今の事務局長のお答えもありました。

ただ、もう一方でもうちょっと追及されて、もらっていることもあると思いますとも、事務局長は言っていました。個人の懐に入れている。

そこがね、本当に解明されなければならないことがたくさんあると思っています。ですので、調査に入るべき、そして報告書を、この件に関して作成をしてもらって、報告書を岬町として受け取るべきだというふうに思っています。されるかどうか、見ておきます。報告がありましたら議会にもコピーして報告してほしいです。答弁は要りません。

坂原委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 では、その他もなしと認めます。

本日の審査経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行い

ますので、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

これで、厚生委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。お疲れさまでした。

(午後 0時35分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和5年12月8日

岬町議会

委 員 長 坂 原 正 勝